

屋外に客席を設置して営業を始められる皆さんへ

「飲食店営業及び喫茶店営業の屋外客席に関する要綱」平成18年11月1日18福保健食第1846号
最終改正 平成30年3月30日 29福保健食第2128号

食品を衛生的に取り扱うため、原則、客席や厨房などの食品を取り扱う施設は屋内に設置される必要があります。

しかし、東京都では、「飲食店営業及び喫茶店営業の屋外客席に関する要綱」に定めた基準を遵守できる場合に限り、いわゆるオープンカフェやビアガーデンなど、屋外にも客席を設置することを可能としています。

客席や厨房（調理場）は、屋内に設置することが原則

「飲食店営業及び喫茶店営業の屋外客席に関する要綱」に
定めた基準を遵守できる場合に限り

屋外に客席を設置することが可能

対象

屋外客席を設置できる業種は、「飲食店営業」及び「喫茶店営業」のみです。

※ただし、飲食店営業、喫茶店営業であっても、当初から屋内の客席を設置せずに対面販売のみを行う形態の飲食店や喫茶店、臨時営業、引車、自動車による移動営業並びに天ぷら船、屋形船及び自動販売機による営業は対象としていないため、屋外客席を設けることはできません。

屋外に客席を設置すると、食品に虫等が混入したり、周辺への騒音・臭気等の発生に伴う周辺とのトラブルが起きる可能性があります。

屋外に客席を設置する営業者の方は、基準を必ず守り、苦情発生等の防止に努めてください。



東京都福祉保健局・保健所

屋外客席の設置場所と面積

設置場所

- 従事者が常に衛生的に管理できる範囲内に設置すること。
- 完全に区画された調理施設、または屋内客席に隣接していること。

屋外客席の面積

- 原則、「屋内客席の規模を超えない程度」であること。(図 1)

(理由)

- ・衛生的な管理をきちんと徹底するため
- ・周辺環境への影響を少なくするため

※「営業者の遵守事項」(2 ページ参照) が徹底され、衛生上支障がないと判断できる場合には、屋外客席のみの設置が可能となる場合(図 2) や、屋内客席を超える屋外客席の設置が可能となる場合(図 3) があります。

保健所に事前相談のうえ、保健所の指導に基づき設置してください。

〈設置例〉

図 1 「基本の設置例」

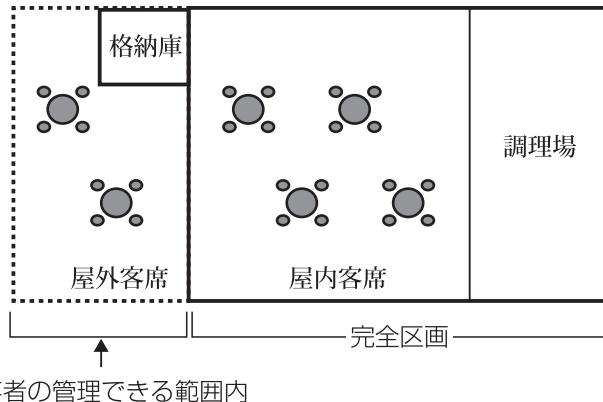


図 2 「屋外客席のみを設置する場合」

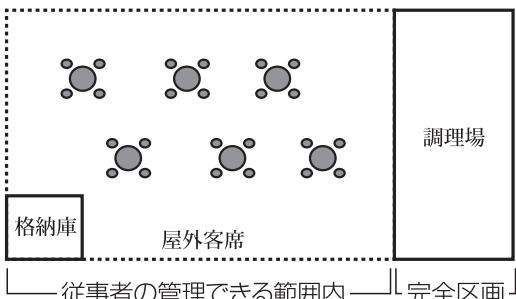
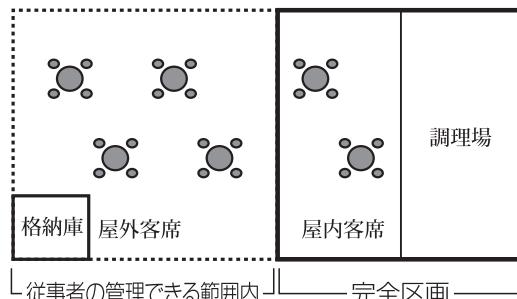


図 3 「屋内客席を超える屋外客席を設置する場合」

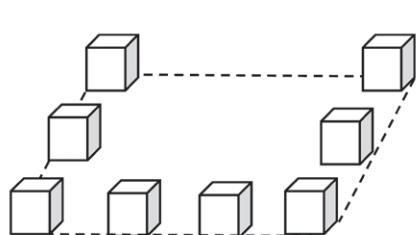


屋外客席の施設基準と営業者の遵守事項

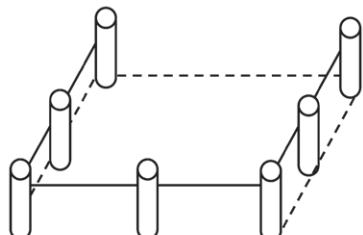
施設基準

- 屋外客席を設置する場合、その範囲を明確にするための区画を行うこと。

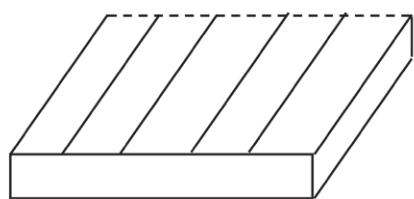
〈区画の例〉



植栽、観葉植物など



ポール付きロープなど



デッキなど

営業者の遵守事項

- 屋外客席を設置する営業者は、特に、以下の項目を必ず守ること。

- ・ 屋外客席は、近隣の快適な生活を阻害することが懸念される場所に設置しないこと。
- ・ 屋外客席の設置場所が、近隣の快適な生活を阻害することのないよう、住居区域に影響のない高さや住居区域からの距離に配慮して設置すること。
また、防煙、防臭、防音等の対策を講じること。
- ・ 居住区域等で営業する場合は、周辺の環境確保の観点から、深夜には屋外客席を使用しないこと。
- ・ 屋外客席では、サラダバー、バイキング、フリードリンクコーナー、バーベキューに係る焼台等の食品取扱設備を設けないこと。

※ただし、一定要件を満たす場合に限り、フリードリンクコーナー、客が使用する焼台等の調理設備については、設けることが可能な場合もあります。

- ・ 雨天等突発的な事象に備え、屋外客席の設備を衛生的に保管できる保管場所を確保すること。

屋外客席を設置する場合の手続き

事前相談

施設の工事着工前に施設の設計図等を持参の上、事前にご相談ください。

書類の提出

● 屋外客席を設置するお店を新たに始められる方

営業許可申請の際、「屋外客席用の営業設備の大要」に屋外客席の配置、屋外設備の保管場所、施設境界線、道路との境界線等を記入して提出してください。

● 既存の施設に屋外客席を新たに設置する方

変更届提出の際、「屋外客席用の営業設備の大要」に屋外客席の配置、屋外設備の保管場所、施設境界線、道路との境界線等を記入して提出してください。

(下図参照)

屋外客席 営業設備の大要	
設置場所	○ 公有地等 公有地等以外()
屋外客席の面積	12 m ²
屋外客席の区画	ついたて 観葉植物 植栽 ポール付ロープ デッキ その他()
設置期間	10月1日～10月31日まで
設置時間	10時00分から 19時00分まで
定休日	月曜日

敷地境界線、道路との境界線、屋外設備の保管場所、屋外客席の配置図（書ききれない場合は裏面使用又は別添を可とすること）

The site plan diagram shows a rectangular area divided into a grid. On the left, there is a vertical column labeled "敷地境界" (Site Boundary). Inside the grid, there are several labels: "屋内客席" (Indoor Seating) at the top center, "屋外客席" (Outdoor Seating) at the bottom center, and "保管設備の" (Equipment Storage) in a box on the right. There are also two small circles labeled "観葉植物" (Potted Plants) near the bottom right corner. The entire diagram is enclosed in a dashed box.

公有地等を使用する
方は、4ページへ

屋外客席を設置する場合の手続き

公有地等を使用する方

● 公有地等屋外客席を設置する場合

以下の書類を提出してください。

- ・屋外客席設置届（下図参照）
- ・法令、条例等に基づく当該公有地等の使用等の許可等を受けていることを証明する書面の写し
- ・当該公有地等の使用等の許可等を受けた者が営業者以外の場合、許可を受けた者からの当該公有地等の使用承諾書

● 屋外客席を設置後に必要な届出

以下のように、屋外客席について変更が生じた場合には、「変更届」を提出してください。

- ・公有地等に屋外客席を設置した場合
- ・規模の拡大を伴う場合
- ・屋外客席を廃止した場合
- ・屋外客席の一時的な撤去
- ・規模の縮小を伴う場合

→ 変更届を提出

東京都〇〇保健所長 殿		令和〇〇 年〇月〇日	申請年月日
届出者 住 所		郵便番号 000-0000 電話番号 00-0000-0000	住まいの電話番号
フリガナ 氏 名		トウキョウ タロウ 東京 太郎	通称名ではなく戸籍上の氏名
		平成〇〇 年〇月〇日生	生年月日
〔 法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕			
屋外客席設置届			
下記のとおり公有地等に屋外客席を設置しますので、飲食店営業及び喫茶店営業の屋外客席に関する取扱要綱第6の4の規定により届け出ます。			
記			
営業所の所在地		東京都〇〇市二丁目3番4号 電話番号 00-0000-0000	
フリガナ 営業所の名称等		〇〇〇〇 〇〇 〇 〇 〇	
営業許可番号及び許可年月日		営業の種類	備考
第 号 年 月 日		飲食店営業	喫茶店営業
公有地等の占有・使用等許可番号及び許可年月日		許可期限及び占用等名称	許可者
1 第〇〇号〇年〇月〇日		〇〇〇〇	〇〇
2 第 号 年 月 日			
3 第 号 年 月 日			
4 第 号 年 月 日			
設 置 期 間		〇〇年〇月〇日から 〇〇年〇月〇日まで	
備 考			
添付書類 1 法令、条例等に基づく当該公有地等の使用等の許可等を受けていることを証明する書面の写し 2 当該公有地等の使用等の許可等を受けた者が営業者以外の場合、許可を受けた者からの当該公有地の当該公有地の使用許諾書			

屋外客席を設置する場合にかかる他法令について

3ページの「屋外客席の施設基準と営業者の遵守事項」を守らずに屋外客席を設置すると、道路の不正使用、騒音、臭気等に係る近隣住民からの苦情の原因となる可能性があります。営業者は苦情等が発生しないよう、食品衛生法だけでなく他法令も遵守しましょう。

分類	管理内容	留意事項																																
屋外客席の設置	屋外客席は清潔な場所に位置すること。 道路、公園等の公有地又は住民の一般的共同利用に供する場所（以下「公有地等」という。）は、法令、条例等により、その使用、占用が原則禁止されているので、違法に公有地等に屋外客席を設置しないこと。 (例) ・道路法第32条第1項に基づく道路占用許可 ・道路交通法第77条第1項に基づく道路使用許可	施設基準を守りましょう。 公有地等に係る使用・占用許可等の制度を周知し、道路等の違法使用を未然に防止しましょう。																																
	屋外客席を設置する場合、近隣の敷地境界線や道路等の境界線を十分把握し、境界を越えて屋外客席を設けないこと。																																	
	屋外客席を設置する場合、あらかじめ近隣住民等に周知しておくことが望ましい。	苦情の未然防止対策をしましょう。																																
屋外客席の清掃	屋外客席及びその周囲は、毎日清掃し、整理整頓し、衛生上支障のないよう常に清潔に保つこと。	・悪臭対策をしましょう。 ・公衆衛生上講すべき措置の基準を守りましょう。																																
	廃棄物容器を設置する場合は、汚液及び汚臭が漏れないようにし、かつ、清潔にしておくこと。																																	
	屋外での飲食には、食事への異物混入のおそれがあることから、雨天、強風時の屋外客席の管理には特に注意すること。																																	
環境	屋外客席から発生するばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、悪臭その他の生活環境に障害を及ぼすおそれのあるものを規制する法令、条例等の内容をあらかじめ理解し、遵守すること。 (例) ・都環境確保条例第136条（騒音規制等）	・悪臭防止法第7条（悪臭規制） 周辺の環境に十分配慮し、迷惑をかけないようにしましょう。																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>6-8時</th> <th>8-19時</th> <th>19-23時</th> <th>23-6時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区域 (第一種低層住宅専用地域等)</td> <td>40</td> <td>45</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>第2種区域 (第一種中高層住宅専用地域等)</td> <td>45</td> <td>50</td> <td>45</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>第3種区域 (商業地域、工業地域)</td> <td>55</td> <td>60^{*1}</td> <td>55^{*2}</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>第4種区域 (商業地域の一部)</td> <td>60</td> <td>70^{*1}</td> <td>60^{*2}</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table>	区域	6-8時	8-19時	19-23時	23-6時	第1種区域 (第一種低層住宅専用地域等)	40	45	40	40	第2種区域 (第一種中高層住宅専用地域等)	45	50	45	45	第3種区域 (商業地域、工業地域)	55	60 ^{*1}	55 ^{*2}	50	第4種区域 (商業地域の一部)	60	70 ^{*1}	60 ^{*2}	55	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>臭気指数 10</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>臭気指数 12</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>臭気指数 13</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：上記の基準値は一例であり、地域によって異なるため、所管の窓口に確認をして下さい。</p>	区域	基 準	第1種	臭気指数 10	第2種	臭気指数 12	第3種
区域	6-8時	8-19時	19-23時	23-6時																														
第1種区域 (第一種低層住宅専用地域等)	40	45	40	40																														
第2種区域 (第一種中高層住宅専用地域等)	45	50	45	45																														
第3種区域 (商業地域、工業地域)	55	60 ^{*1}	55 ^{*2}	50																														
第4種区域 (商業地域の一部)	60	70 ^{*1}	60 ^{*2}	55																														
区域	基 準																																	
第1種	臭気指数 10																																	
第2種	臭気指数 12																																	
第3種	臭気指数 13																																	
単位：デシベル（40デシベル：小鳥のさえずり、静かな住宅街） ※1：8～20時 ※2：20～23時																																		
営業時間	屋外客席に係る営業時間は、法令、条例等の規制がある場合はその規制を遵守するとともに、近隣住民等の生活に十分配慮して設定すること。 (例) 都環境確保条例（第132条：深夜の営業等の制限）	設定した営業時間を守りましょう。																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>PM11-AM6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区域（第一種低層住宅専用地域等）</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>第2種区域（第一種中高層住宅専用地域等）</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>第3種区域（商業地域等）</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>第4種区域（工業地域等）</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位：デシベル</p>	区域	PM11-AM6	第1種区域（第一種低層住宅専用地域等）	40	第2種区域（第一種中高層住宅専用地域等）	45	第3種区域（商業地域等）	50	第4種区域（工業地域等）	55																							
区域	PM11-AM6																																	
第1種区域（第一種低層住宅専用地域等）	40																																	
第2種区域（第一種中高層住宅専用地域等）	45																																	
第3種区域（商業地域等）	50																																	
第4種区域（工業地域等）	55																																	
騒音	酒類の提供は、騒音苦情の原因となりやすいので、十分慎重を期すこと。 客の騒ぎ声等で、近隣に迷惑がかかっていることが明らかな場合は、営業者は客の騒音に関する対策を講じること。（例）屋内客席に移動してもらう。	騒音（客の騒ぎ声等）対策をしましょう。																																
苦情対応	近隣住民等から苦情を受けたときの対応方法等について、あらかじめ決めておくことが望ましい。 近隣住民等から苦情が寄せられた場合、苦情原因を速やかに排除するよう努めること。また、保健所等から屋外客席に係る指導、指示等があった場合は、それに従うこと。 近隣住民等からの苦情の原因を排除できない場合、近隣住民等からの理解が得られるまで屋外客席の使用を一時的に中断する等の措置を検討すること。 屋外客席の利用者に対して、飲食中に昆虫等の混入のおそれがある等の弊害をあらかじめ周知し、当該弊害が生じた場合は適切に対応すること。	苦情発生後の対応を記しておきましょう。																																